

捕虜を生きる身体

—第二次世界大戦期・カウラ第十二戦争捕虜収容所に於ける日本兵の日々—

山 田 真 美*

Bodies Living as POWs:

Daily Lives of Japanese Soldiers at Cowra Internment and Prisoner of War Camp during World War II

YAMADA Mami

Abstract

Between the beginning of Meiji Era and the end of World War II, one of Japan's national objectives was to make young men physically eligible for military activities. Corporal punishments were routinely and heavily inflicted to newly enrolled soldiers and their bodies were thoroughly controlled by violence, while the idea of living as a POW was strictly prohibited by military orders. This paper discusses about Japanese POWs - all males - held in B Camp, Cowra Internment and Prisoner of War Camp, Australia, before the erupt of the massive and suicidal uprising (the Cowra Breakout) on August 5, 1944, looking first at how well they were treated under the Geneva Convention and repaired their physical health in the nonviolent circumstances. Then, how changing Japanese underwear into Western underwear, playing Onnagata (female roles) in the camp theater performances, and sleeping with their same-sex comrades to warm themselves changed their male homosocial concept of values is explained, which suggests that their bodies quickly transformed before their minds comprehended the new situation, and the borderline between their homosociality and homosexuality was fluid and unpredictable. The paper will contribute to better understanding of the physical condition of Japanese POWs and subsequent occurrence of the breakout.

Key words: Cowra, POW (Prisoner of War), Corporeity, Sharing the bed with same-sex comrades, Homosocial

1. はじめに

第二次世界大戦期、日本はジュネーブ条約を批准せず¹、捕虜に対する人道的な扱いを著しく欠いた。旧日本軍の捕虜²となったアメリカ軍将兵3万3,587人の実に37.3パーセント、オーストラリア軍将兵2万2,376人の35.9パーセントを死に至らしめた。これに対し、同じ枢軸国でもドイツ軍の捕虜となったアメリカ軍将兵の死亡率は1.1パーセント(内海 2005: 3-4)、ドイツ軍とイタリア軍の双方による連合軍捕虜の死亡率は約4パーセント(内海 1989: 11)で、日本軍の管理下にあった捕虜の死亡率が突出している。旧日本軍がいかに捕虜をないがしろにしたかを、これらの数字は雄弁に物語っている。一方、オーストラリアのカウラ第十二戦争捕虜収容所Bキャンプ(以下、Bキャンプ)では、1944年(昭和19年)8月5日、最大で1,104人の日本兵捕虜による集団自決的暴動—いわゆる「カウラ事件」³—が発生した。カウラ事件の発生原因に関しては、当時Bキャンプのリーダーを

キーワード：カウラ、戦争捕虜、身体、男子同衾、ホモソーシャル

*平成23年度生 ジェンダー学際研究専攻

務めた元陸軍准尉・金澤亮氏が事件から8日後の8月13日付で記した『可浦キャンプ事件理由書』の中で、「日本人として捕虜の恥は忍び難く、常に死の機会を求めていたところ、たまたまオーストラリア側から日本人の「下士官と兵の分離」が予告されたので、この機会に乗じて1,104人の日本兵捕虜全員で死のうとした」とし、暴動の目的が「1,104人の日本兵捕虜全員の死」であったことを主張した⁴。金澤氏はさらに、暴動では1,104人の約2割に相当する234人が命を落としたに過ぎず、約8割に当たる870人が生き残ったことについて「死者に対して面目がない」とも書いており、当時の日本兵にとって捕虜という生身の身体で生きることがいかに困難であったかが窺える⁵。

カウラ事件はこれまで「生きて虜囚の辱めを受けず」⁶に代表される「捕虜禁忌の思想」という観点から研究・分析されることが多く、暴動に至るまでの日本兵捕虜達が置かれた状況とその身体のありように関する研究が十分になされてきたとは言いがたい。本稿は、これまで十分に議論されることのなかったカウラ事件前のBキャンプに於ける日本兵捕虜の身体とそれを取り巻く環境に注目し、カウラ事件発生過程を解明するための基礎作業を行なうものである。

2. 軍隊化させられる日本男子

2-1. 身体と身体周辺の軍隊化

日本男子の身体は、いつ、どのようにして作られたのだろうか。日本という国家にとって近代という時代は、「一般の農民を兵士として教育」し、「それに適合した身体をあらたにつくり出す」ための時代であったという。幕末から明治初年にかけてオランダ、フランス、ドイツから兵制が導入され、徴兵制や兵式体操といった軍隊の規律に関する制度とシステムも、新たに西洋から取り入れられた(成沢 2010: 99)。1872年(明治5年)に『徴兵令』が発令され、男子皆兵が始まると、男子の身体を軍隊向けに改造することが国家を挙げての急務となった。それがいかに抜本的な大改革を含むものであったかは、「左手と右足、右手と左足を交互に出す」歩行方法が取り入れられ、それまでの日本で主流だったナンバ歩行⁷が「戦闘に不向き」として速やかに廃止された(吉田 2002: 23-24) ことから明らかである。近代以前の日本人は「身体の鍛錬」とは無縁で、身体教育の意義さえ理解していなかった(安東 2002: 86)。その流れを変えたのは、初代文部大臣の森有礼である。森は「護国の精神」「愛国の精神」をつくる手段としての兵式体操の必要性を主張し(安東 1998: 31)、1886年(明治19年)には『学校令』を公布して「兵式体操」や「陸軍下士官を模した洋装制服」を男子中等学校に徹底的に導入した(安東 2002: 85, 93)。学校の「校舎建築までも兵舎をモデルとして」造られ、「教育の内実」にも「軍隊教育の考え方や方法が深く滲通」した(城丸・遠藤 1975: 84)。このようにして近代日本では学校丸ごとの軍隊化が進んだ。それは即ち、全ての男子を幼少期から兵隊として作り上げてゆくシステムの始まりだった。国民の食事内容も早急に改善の必要があった。日本人の食肉消費量は1919年(大正8年)から1937年(昭和12年)の18年間に「ほぼ倍増」したとは言え、国民1人当たりの「牛肉または豚肉の年間消費量は2キロ」に過ぎず「ヨーロッパ人の50キロには遠く及ばない」状態であった(コリンガム 2012: 63)。ただし日本の20歳男子の平均身長は1902年(明治35年)から1938年(昭和13年)の36年間に160.7センチから164.0センチへと急速に伸びており(松田 2003: 77)、このことから、明治から昭和初期にかけて日本人男子の身体が徹底的に「軍隊仕様」に改造されつつあったことが示唆される。

2-2. 捕虜禁忌の思想

身体面では急速に西洋を模倣した近代日本であったが、精神面とそれに伴う行動に関しては、西洋とは大きく異なる特長を示した。ベネディクトは近代日本人に顕著な特長の一つとして「暴力を自分自身に向ける特有の傾向」を指摘した。それによれば、近代日本人には「名」に対する「義理」を果たし「汚名」を雪いでストイックなまでに「体面」を重んじようとする国民性が見られ、そのため自殺がきわめて自虐的なものとなり、本来ならば他者を殺害すべき場面でもみずからを殺すという選択がしばしばなされた(ベネディクト 1946: 179-182)。

そうした国民性は当時の日本人の捕虜観の中に見事に表象されている。1882年(明治15年)、明治天皇は『軍人勅諭』の中で「義は山獄よりも重く、死は鴻毛よりも軽しと覚悟せよ。其操を破りて不覺を取り、汚名を受く

るなかれ」として、命に代えても「義」への操を守るよう軍人に命じた。日清戦争中の1894年（明治27年）には、第一軍司令官・山縣有朋が将兵に対する訓令の中で「決して敵の生擒（生け捕り）する所となるべからず、むしろ潔く一死を遂げ、以て日本男児の気象を示し、以て日本男児の名誉を全すべし」⁸とし、生擒（捕虜）になるより名誉の自死を命じた。1941年（昭和16年）には陸軍大臣・東條英機が『戦陣訓』の中で「生きて虜囚の辱めを受けず、死して罪過の汚名を残すこと勿れ」（東條 1941: 23）とし、虜囚（捕虜）となるより名誉の自死をと命じた。『軍人勅諭』と『戦陣訓』は『軍隊手牒』の中に印刷され、陸軍の「兵士一人一人に配布」されて、兵士らはこれを常に「所持することを義務」づけられた（宮崎 2007: 396）。『軍隊手牒』は常に兵隊の身体と共にあり、兵隊は常に『軍隊手牒』の監視下に置かれた。旧日本軍では捕虜の存在が最初から完全否定されており、それに代わるものとして名誉の戦死が極端に美化された。旧日本軍は美辞麗句をもって理想論を繰り返したが、万が一敵の捕虜となった場合の具体的な「身体の処し方」に関しては何一つ兵隊に教えていない。そのことが後に捕虜達の中に大きな混乱を引き起こす原因となった。

2-3. 内務班に於ける体罰

軍国主義の時代に生を受けた男子の身体は、生まれ落ちた瞬間から軍隊的に改造される運命をたどった。陸軍では、徴兵検査に合格した男子は初年兵として所属の兵営に入り、「内務班」と呼ばれる軍隊最小の組織で共同生活を営んだ。ここでは『軍人勅諭』の暗唱を含む様々な教育が先輩（古年兵）の指導のもとで徹底的に行なわれた。内務班の運営方針を定めた『軍隊内務令』によれば、内務班は「苦楽を共にし、死生を同（じ）うする軍人の家庭」であって、その目的は「軍人精神の涵養」、「軍規への慣熟」、「強固なる団結の完成」とされた（『軍隊内務令』綱領三）。兵営生活は徴兵検査と並ぶ「人生最大の通過儀礼」であると同時に、しばしば「嫌な軍隊への第一歩」⁹とされた。内務班に入った初年兵は、まず軍隊用襦袢（シャツ）、袴下（ズボン下）、軍衣（上着）、軍袴（ズボン）に着替えさせられ、「地方」（軍隊以外の一般社会のこと）の空気を断ち切られた上で「猛烈な人間改造」を体験した。内務班に於いては一人の失敗が初年兵全員の「連帯責任」となった。体罰は表向きは禁止されていたが、実際には「強烈で理不尽な体罰」が「日常茶飯事」のこととして行なわれた（社団法人日本戦災遺族会 2008: 68, 74-78）。「原則として罰則以外の私（的）制裁は禁止」という建前はあったが、「血気盛んな若者の集団」である内務班では、「他者への見せしめという意味の制裁やいたずら」が「古兵によって加えられるのが常であった（太田 1967: 42）。

内務班で常態化した体罰は、一般に「私的制裁」と呼ばれた。軍は私的制裁を禁じたが、実際にそれが止むことはなかった。初年兵同士を殴り合わせ、私的制裁を「切磋琢磨」と呼び換えることで責任逃れをする上官もいた。Bキャンプの元捕虜で陸軍上等兵だったM氏によれば、「一等兵や上等兵と一緒に寝起き」した部屋で、「わざといじめるために理由を作って」あるいは「ちょっとした言いがかりをつけて」、夕食後から就寝までの時間に、殴るなどの体罰が初年兵に対し毎晩のように行なわれた（M氏談：2011年8月21日筆者インタビュー）。元捕虜で陸軍一等兵だったN氏も、内務班に於ける体罰について「ちょっとした一言でやられるわけ」、「ビンタでミミズ腫れになるまで叩くんだから」、「班長、下士官にだいぶ苛められた」と述べ、「同じ一等兵でも（入営の時期が）1週間でも早ければ上」だったことや、上の者から命じられれば泥棒でも人殺しでも「せにゃあかん」という絶対服従の原則が内務班で叩きこまれたことを強調した（N氏談：2011年4月8日筆者インタビュー）。元捕虜で陸軍曹長だったT氏は、内務班に於ける理不尽かつ激しい暴力が横行する中で唯一くつろぐことのできた場所は共同便所だと述べ、内務班で受ける暴力の苦しさに比べれば便所の不潔さや糞尿の臭いなど物の数ではなかったと言い切った。T氏はまた、内務班に入りたての頃は苦痛だった体罰が、2～3か月が過ぎた頃から「初年兵は殴られるのが仕事」と感じはじめ、たまに殴られない夜は「もらうもの [=ビンタ] をもらえなかったら安心して寝られんぞ」と「逆に不安さえ感じるようになっていた」とも述べており、わずかな時間に「暴力の身体化が急速に進んでいた」ことが窺える（山田 2013b: 157）。暴力を伴う新兵教育は、陸軍のみならず海軍の班に於いても行なわれた。元海軍中尉のI氏によれば、海軍では初年兵は四つん這いにされ、臀部を「軍人精神注入棒」と呼ばれるバットで強打されて「みんな切れて」「気絶しそうに」なった。失神すると海水をかけられ、正気を取り戻すと再び体罰が繰り返された。苦しさから逃れるため、なかには海へ飛び込んで自殺する者もいた（山田 2013a: 302）。

このようにして初年兵は、身体への激しい暴力を伴う教育によって上官や先輩への「全人格的隷従」(城丸・遠藤 1975: 84) を徹底的に叩きこまれた。しかし1年後に新しい初年兵が入営すると、それまで初年兵だった者は先輩(古年兵)となり、いじめられる側からいじめる側へと立場がシフトした。彼らは「勤務から私的制裁に至るまで、すべてを引き継いで先輩の歩んできた道を踏襲」したという(社団法人日本戦災遺族会 2008: 68, 79)。まさにそれは「世の中は万事回りもちだ。来年は初年兵たちが暖い思いをする番になるのだから」(太田 1967: 45) という価値観であった。内務班の私的制裁は、班の全員が当事者(加害者、被害者、けしかける者、止めに入る者、傍観者など様々な立場の者を含む)となることで初めて成立した。軍隊という組織に特有の「決定的に重要な男性のホモソーシャルな絆」(セジウィック 2001: 29) を利用し、団結心を重んじる日本軍の内部で行なわれた内務班の私的制裁は、誰一人抜けることのできない、水面下で執拗に続けられた「日本兵による日本兵のための虐待のシステム」であったと言えるのではないか。

3. 捕虜と身体

3-1. カウラ第十二戦争捕虜収容所Bキャンプ

日本男子は身体ならびに身体周辺の環境を「軍人仕様」に作り変えられ、内務班に於いては激しい暴力(私的制裁)の助けを借りて「絶対服従」あるいは「全人格的隷従」を叩きこまれた。特に陸軍は個々の兵隊に常に『軍隊手牒』を所持するよう義務づけた。手牒には兵隊を諷める厳しい言葉の数々が並び、兵隊達に無言の圧力を与えていた。ホモソーシャルな「貴様と俺」の絆を尊ぶ軍隊に於いて、『軍隊手牒』の内容はいわば「男同士の約束」であり、これを破ることは男同士が交わした約束を破ることだった。絶対に捕虜になってはならないと再三にわたって叩き込まれた日本兵が生きたまま敵の捕虜となった時、彼らは捕虜としての人生をどのように生きたのだろうか。ここからは第二次世界大戦期にオーストラリア内陸部のカウラに設置されたBキャンプに収容された日本兵捕虜(下士官・兵)に注目し、彼らがどのように捕虜としての新しい生活を受容したか(あるいはしなかったか)を、彼らの身体を通じて考察する。

オーストラリアではジュネーブ条約が遵守され、捕虜の生活は衣食住の全ての点で国際基準を十分に満たしていた。Bキャンプの日本兵捕虜達は「ありあまるほど」(森木 1986: 173)あるいは「充分すぎるほど」(高原 1987: 166)の衣食を与えられ、ビスケットなどは食べきれずに全て「ストーブで焼却」するほどであった。「日本人は米食だ」と要求すれば米が支給され、「魚をよこせ」といえば「ニュージーランドから輸入して支給」してくれるほどオーストラリアは寛大だった(堂 1972)。医薬品の整った病院、温水シャワー、水洗の洋式トイレ等の施設も完備し、一人当たり1日5本のタバコの配給まで受けることができた。強制労働は課せられず、捕虜達は野球、相撲、音楽、演劇、麻雀、花札、俳句、英語の小説の翻訳など思い思いの仕方でも時間を費やした。「カウラの収容所で毎日何をしていましたか」と問われ、「賭け麻雀と花札。毎日5本[タバコの]配給が来るからね。タバコがお金の代わりで」と即答した元捕虜もいた(N氏談: 2012年3月25日筆者インタビュー)。捕虜の一人は戦後40年以上が経過した1986年(昭和61年)に出版した手記の中で、「PW(戦争捕虜)の背文字をつけた赤い囚人服に身を包んだ私たちに心からの満足などあるはずもなかった」(森木 1986: 178)と回想しているが、少なくとも彼らが捕虜だった当時、Bキャンプが捕虜としては「天国のような」(高原 1987: 150, 164, 166)とさえ表現される環境であったことは推察に難くない。

3-2. 衣服と男性性

Bキャンプに到着した捕虜達は、日本軍のユニフォームを下着から靴下に至るまで一切脱ぎ、新しく支給された西洋式の衣類に着替えるよう指示された。海軍の軍属捕虜としてBキャンプに収容されたJ氏によれば、捕虜達はカウラへ送られる前に滞在したブリスベンの尋問所などで「私物は一切取り上げられ」た(J氏談: 2013年9月17日筆者インタビュー)。陸軍の下士官・兵が常に携行を義務づけられていた『軍隊手牒』も、他の私物と共に尋問所で取り上げられており、カウラ到着時には手元になかった。捕虜1人当たりに支給された品は、制服上下(マゼンタ、1着)、外套(マゼンタ、1着)、帽子(マゼンタ、1個)、靴下(ネズミ色、2足)、ランニング(白、2枚)、パンツ(白、2枚)、毛布(マゼンタ、5枚¹⁰)、安全カミソリ(1個)、髭そり用刷毛(1個)、

石鹼（1個）であった（森木 1986: 172）。このうち制服上下・外套・帽子は豪州軍服を染め直した再利用品で、オーストラリア人用であったため「サイズが大きすぎる」と感じた日本兵捕虜が少なくなかったようだ。オーストラリア人が「マゼンタ」と呼んだ制服の色を、日本兵捕虜は単純に「赤」と呼んだ。手先の器用な捕虜がいて、支給された制服の不要部分（長すぎるズボンの裾など）を切った残り布を利用し、赤い鼻緒の下駄や赤い草履を手作りした。それらが兵舎の前に何十足も並んだ光景は、「まるで女学校の寄宿舎」のようであったという（元捕虜Z氏談：2012年2月8日筆者インタビュー）。

こうした「身体に纏う物」に於ける一連の変化は、彼らにどのような影響を与えたか。ここで特に注目したいのは、日本兵捕虜達に西洋式の「パンツ」が支給されたことである。陸軍では従来、全ての将兵が褌を着用した。『陸軍身体検査規則』¹¹には「陰部ノ検査ハ受検者ヲシテ脱褌セシメ両脚ヲ開キ検者ニ正面シテ立タシメ（中略）検査ス」（下線筆者）とあり、陸軍では入営前の受験段階から全受検者に褌の着用を義務づけていたことがわかる。かつて日本には褌祝と呼ばれる男子の成人通過儀礼があり、一人前の男だけが褌を締めることを許された。第二次世界大戦期の日本では徴兵検査に合格することが一人前の男になるための通過儀礼だった。その意味で褌は一人前の男の象徴であり、陸軍のアイデンティティであった。J氏によれば、戦前の日本社会ではパンツ（いわゆるサルマタ）が既に普及しており、海軍ではサルマタが支給されたが、陸軍では褌を着用した。しかしカウラに於いては陸軍出身者も、ごく一部の者が自作の褌を着用した以外は支給されたパンツをすぐに履くようになったという（J氏談：2013年8月24日筆者インタビュー）。Bキャンプの陸軍出身者が褌を脱ぎ、西洋式パンツに履き替えたことは、「日本男児はこうあるべき」という彼らのジェンダー感が変化しつつあったことの象徴のように思われる。

3-3. 捕虜の身体をめぐるまなざし

Bキャンプの日本人捕虜達は「飽食」と言えるほどの食事に恵まれ、強制労働を課せられることもなかった。一旦は戦場で痩せ衰えた身体が、Bキャンプで本来の「ずんぐり」体型に戻った者もいた（ゴードン 1995: 60）。膨大な自由時間と余剰エネルギーをやり過ごすため、彼らは趣味に打ち込んだ。相撲は彼らが好んだ趣味の一つである。捕虜達は手作りの「まわし」を締め、グラウンド上に作った土俵で相撲大会を催した。元陸軍軍医の浅田晃彦氏は、カウラ事件をテーマとする小説『秘録カウラの暴動』の中で次のように描写している。

毛唐から見ると、日本人のからだは女性的な肉感をそそるらしいですな。兵隊たちが相撲をやっとしたら、豪兵がよだれを垂らして見ていたそう。奴等の前ではうっかり裸になれんですぞ。（浅田 1967: 59）

同書の「あとがき」によれば、浅田氏自身は捕虜ではなかったが、旧友がカウラで捕虜になっており、旧友の告白をもとにこの作品を書き上げた。小説と銘打たれている以上、これを単純に事実と取ることはできないが、架空の人物が登場する下り以外は筆者の知る限り史実に忠実な内容となっており、捕虜だった友人からの聞き書きに近い作品と見ることもできる。ここで注目すべき点は、オーストラリア兵が日本兵捕虜の「からだ」を「女性的な肉感をそそるもの」と見ていると感じた、その「日本人側の感じ方」が書かれていることである。オーストラリア兵が実際に「よだれを垂らして」日本兵捕虜の肉体を見ることがあったか否かは定かでないが、日本側が「オーストラリア兵の前ではうっかり裸になれない」、「自分達のからだは女性的な肉感をそそるものとして見られている」と感じた、その感覚が非常に重要である。この感性は、いわば「まなざされる性」の側に立った感じ方であり、女性の感じ方に近い。長身で筋肉質のオーストラリア兵と比べると、確かに日本兵捕虜は小柄で「女性的」だったかも知れない。オーストラリア政府が日本兵捕虜を撮影することを厳しく制限したため、日本兵捕虜の日常をとらえた写真は数えるほどしか残っていない（Department of Defence 1996: Chapter 12-21）。そのような状況であるにもかかわらず、相撲に興じる日本兵捕虜の写真は、比較的近距离から撮ったものが何枚か残されている。画面が傾いているなどの状況から見て何がしかの方法で撮影された日常のスナップだった可能性が高い。これらの写真に写った捕虜達は小柄でうっすらと肉付きがよく、確かにどこか女性的であることを否めない。浅田氏が指摘したように捕虜がみずからの身体に宿った「女性的な肉感」に気づき始めていたのだとすれば、彼らのジェンダー観とみずからの身体に対する「信頼」は、この時揺らいでいたのではない。

3-4. 女形

オーストラリア国内の捕虜収容所に収容された日本兵捕虜達は、月一度あるいはそれ以上の頻度で演芸会を催した。十代の若い捕虜がしばしば「女形」に選ばれた。衣装係が手作りした着物をまとい、化粧を施した女形は「驚くような美人」になり、「1年以上も日本女性を見ていない人間には大変な感動」であったという（松原 1989: 217）。女形の中には脛の無駄毛を処理した者もいたようで、舞台に現われる彼らの肌は「いやにきれいだった」（元捕虜Z氏談：2012年8月3日筆者インタビュー）。なかには着物を脱ぎ、化粧を落とした後も元の「男」に戻ることができず、ふとした仕草が「女」になったままの者や、兵舎の外へ出るたびに姉さんかぶりをし「日に焼けたらいややわ」と女言葉で話す者まで現われた。女形に熱を上げ、金属やガラスなどの廃物で作った指輪を贈る者もいた。若い女形の「取り合い」で流血騒ぎが起こったことも報告されている。Bキャンプの1,104人の日本兵捕虜の中に「H君」と「Sちゃん」がいた。H君は18歳で「可愛らしい童顔の少年」だった。彼は収容所の演劇部に所属し、女形を演じた。可憐な下町娘が当たり役の人気者だった。Sちゃんは海軍兵学校出身の「20歳かせいぜい21歳」の青年だった。2人は「兄弟以上の親しさ」で、収容所では「いつも二人一緒」だった。暴動開始の直前まで「1枚の毛布の中にくるまって何かひそひそと話し合っていた」が、暴動が発生すると「手に手を取り合って」飛び出した。しかし2人のうちH君だけが弾丸に当たって下腹部毛管銃創となり、「殺してくれ」と長時間苦しんだ末にSちゃんの腕の中で息を引き取った（森木 1986: 194-195）。H君とSちゃんの関係は、義兄弟愛のようでもあるが、同時にひどく同性愛的な印象も与える。Bキャンプに「H君とSちゃんのような関係の2人」が他にも何組かいたことは、複数の捕虜達によって記憶されていた。

3-5. 男同士の同衾

Bキャンプでは、男同士で同衾するカップルが何組か目撃された。「カップル」という呼び方が果たして相応しいかは疑問だが、とりあえずここではそう呼ぶことにする。筆者がインタビューした元捕虜達に尋ねたところ、何人かがそのようなカップルを「見たことがある」と答えていることから、数は少ないにせよ「男同士の同衾」は収容所の風景として記憶されているようだ。元日本兵捕虜の親睦団体である「豪州カウラ会」¹²の設立に尽力したM氏は、男同士の同衾について次のように説明した（2011年8月5日筆者インタビュー）。

M氏：なんちゅうかなあ、冬になったらね、2人がその、一緒に寝るゆうようなことがあったね。ベッドは藁布団があったでしょ。その藁布団を一応2つ並べて、毛布が4枚一式なわけ。普通われわれは下へ1枚敷いて、あと3枚はやね、上から掛けて。だけどねえ、2人でおったらねえ、8枚あることになる。ほだから下へ2枚敷いてねえ、上へ6枚掛けて。冬になったらそうゆうふうにして寝とったのが、うちの班にもあったね。男同士でねえ。

筆者：今の感覚だと気持ちが悪いですね。そのままホモセクシャルな関係になってしまうようなことはなかったんですか。

M氏：うーん、それはなかったと思う。スマタゆう言葉、ご存じないかも知れないけど、スマタゆうのはね、その一、ここ（自分の内腿を指でさす）でね、自分のナニを腿のところで挟んでもらうわけや。そういうふうにして、なんちゅうかなあ、性欲のはけ口をそうゆうとこでしたゆうことも、聞いたことはあるけどな。

男同士の同衾は今ならばホモセクシャルとも呼ばれよう。しかしM氏に言わせるとBキャンプの場合はそうではないという。ではその関係は何と呼べばよいのかと尋ねても、M氏は「とにかくホモセクシャルではないと思う」と繰り返すにとどまり、それが何であるかについては巧み言葉で説明できない様子であった。M氏はまた、「捕虜が女形を本気で好きになってしまうような感情が収容所であり得たのか」という筆者からの質問に対して、間髪を入れずに「あり得る」と断言し、「そんな連中がやっぱしねえ、2〜3組おったかな。（中略）一緒に寝たりね。2〜3組おったな、そういうのは」と答えた。M氏によれば、男同士で同衾していたような人達は戦後「豪州カウラ会」へは参加しなかったと言い、その理由を「まあねえ、そういうことがあったゆうことがわかるからねえ、来づらいわけですよ」と説明した。

4. Bキャンプに於ける男同士のホモソーシャルな絆

Bキャンプに於ける日本兵捕虜達の身体および身体をめぐる環境には、劇的なものから微妙なものまで様々な変化が起こっていた。確かに捕虜達には「心からの満足などあるはずもなかった」(森木 1986: 178) かも知れないが、その一方で彼らの身体は戦場に於ける死の危険から解放され、飢餓と疾病から解放され、軍隊内の身体的暴力から解放され、ジュネーブ条約その他の国際法に守られて、捕虜としての権利と自由を手に入れていた。彼らの身体は、彼らの精神よりも率直かつ合理的に現実を受け入れたかに見える。彼らの身体はむしろ新しい現実に進み寄り、新しい環境に順応した。その結果、「男同士の絆」にも何らかの変化が求められていた。なぜならBキャンプの日本人は一人残らず捕虜であり、今や捕虜こそが新しい現実でありルールだったからである。日本兵捕虜達の「ホモソーシャルな男同士の絆」を示す興味深い事例の一つに「男同士の同衾」があった。これに関してM氏の見解は次のようであった。

- (1) 2人が同衾することで毛布を有効利用でき、冬季は1人で寝るよりも暖をとりやすい。
- (2) 男同士で同衾し、「スマタ」で性欲を満たし合う者もいたが、ホモセクシャルではないと思う。
- (3) 男同士で同衾した者達は、他の捕虜達に同衾の事実を知られているため、戦後は豪州カウラ会に出席することができなかった。

ここで興味深い点は、第一にM氏が「男同士で同衾し性欲を満たし合う者」を「ホモセクシャルではないと思う」と強調した点。第二に、一旦は「ホモセクシャルではないと思う」と評価した相手を「他の捕虜に同衾の事実を知られているため、戦後は豪州カウラ会に出席することができなかった」と再評価し、「ホモセクシャルではないと思う」というみずからの発言を言外に否定した点である。一言でいえば、男同士の同衾をめぐるM氏の発言のうち合理的な文脈は(1)だけで、(2)と(3)は明らかな矛盾である。しかしこの矛盾は(2)と(3)の間に短くて10年、長ければ約60年の時間の経過があると知れば納得がゆく。(2)は戦争中の捕虜収容所での出来事、(3)は豪州カウラ会が発足した昭和30年前後から最後に豪州カウラ会のメンバーが集まった2003年(平成15年)頃までの日本での出来事だからである。(2)と(3)の間に見られる変化は矛盾ではなく、むしろその時々々の社会通念や常識の反映と見るべきだろう。1944年のBキャンプに於ける男子同衾の意味づけは、2013年現在の日本で考えるそれと大きく異なり、別の意味世界を有していたかも知れない。男同士が一つの布団で寝るという状況が当時「正常」だったか「異常」だったかを単純に推し量ることは難しい。なぜならば、Bキャンプという文脈に於いて捕虜としての日常を生きる過程で、Bキャンプ内独自の意味づけを伴って生じた新たな世界観と価値観の存在を十二分に考慮する必要があるからである。

イヴ・セジウィックは男同士の絆を考える上で、ホモソーシャルリティとホモセクシュアリティが同じ境界線の向う側とこちら側に対峙する危ういほど「近い」存在として位置づけ、ホモソーシャルリティを前面に押し出すための道具としてホモフォビアとミソジニーの概念があることを『男同士の絆』や『クローゼットの認識論』の中で示してみせた。男達は自分がホモセクシャルではないことをアピールするために男同士つるんで粗野な行動をし、「俺ゲイじゃないから」と宣言し、荒々しいスポーツをし、時には殴り合い、必要以上に猥談や女の話をする。そのようにし続けることで、ホモソーシャルな男の絆はようやく実現する。M氏の「ホモセクシャルではないと思う」との発言は、ホモフォビアの宣言であり、Bキャンプの「男同士で同衾するカップル」をつないでいたものは「友愛」であり「同性愛」ではないことの宣言であると言えるだろう。

5. おわりに

以上、カウラ事件発生前の日本兵捕虜達の身体と、それを取り巻く環境について述べた。Bキャンプに於けるホモソーシャルな男同士の絆は、軍隊式教育が施された日本の学校や旧日本軍の内務班に於ける男同士の絆から続く「連続体」のその先に位置したが、そこには何がしか新しい価値観が入り込んでいた。それは彼らの身体とその文脈に起因するものである。彼らの精神が新しい状況を把握する前に、身体が先に変わったのだ。内務班に

於けるT氏がわずか2～3か月で体罰に順応し「ビンタをもらえなかったら逆に不安さえ感じ」たように、男同士で同衾したBキャンプのカップルにとっては同衾という新しい文化が身体化し、日常となった。彼らの身体は「温まる」「性欲を満たし合う」という目的に対しても正直であった。戦後になって日本に帰った彼らは再び「ノーマルな」思考を取り戻し、かつて自分がBキャンプで行なった行為を恥ずかしく思い（あるいはその行為を第三者から批判されることを恐れ）、豪州カウラ会には出席しなかった。そう考えれば、同衾の理由が合理的であったのと同様、彼らが豪州カウラ会に出席しない理由にも整合性があると言えるだろう。Bキャンプの日本兵捕虜達は、「ホモソーシャルティー」と「ホモセクシュアリティ」の間の境界線がいかに不安定でダイナミックで予測不能なものであるかを、みずからの身体を賭して具現化してみせたのである。

【註】

1. 正式名称は「俘虜ノ待遇ニ関スル一九二九年七月二七日ノ条約」。陸海軍の強い反対に遭い、日本政府はジュネーブ条約を批准しなかった。
2. 終戦前の日本で捕虜は一般に「俘虜」と呼ばれたが、固有名詞に含まれる場合を除き本稿では「捕虜」に統一する。
3. この暴動により234人の日本兵捕虜と5人のオーストラリア兵が死亡し、多数の負傷者が出た。
4. 『可捕キャンプ事件理由書』と題した手書きの文書（事件8日後の1944年8月13日付け、日本語）の中で、事件発生時のBキャンプ団長だった金澤氏は暴動を起こした目的について「日本人トシテ虜囚ノ恥ヲ忍ジ難ク、常ニ死ノ機会ヲ求め来ル時、下士官・兵ノ分離問題ハ吾等ノ死ノ時機到来トシ、一〇四名ガ一様ニ結着セル死ノ行動ナリ」と書き、捕虜としての偽名である「金澤彰」名義で署名・指紋押捺している（National Archives of Australia: 119）。
5. 上記4の文書中、金澤氏は暴動結果について「求メクル本分ヲ果セルモノ、即チ死セル者僅少ニシテ、残存セル者死者ニ対シ面目ナシ」とした（National Archives of Australia: 119）。
6. 1941年（昭和16年）1月8日に陸軍大臣・東條英機の名で示達された陸訓一号。「生きて虜囚の辱めを受けず 死して罪過の汚名を残す勿れ」の規定が捕虜になることを厳しく諫め、多くの将兵を自決に向かわせたとされる。
7. 右手と右足、左手と左足を同時に出す歩行方法。
8. 第一軍司令官・山縣有朋が日本軍の将兵に対して発した訓示に「敵国ハ古ヨリ極メテ残忍ノ性ヲ有セリ戦闘ノ際若シ誤テ其生擒ニ偶ハハ酷虐ニシテ死ニ至ルルノ苦痛ヲ受ケ卒ニハ野蠻慘毒ノ所為ヲ以テ其生命ヲ戕賊セラルウハ必然ナリ故ニ万一如何ナル非常ノ難戦ニ係ルモ決シテ敵ノ生擒スル所トナル可ラス寧ロ潔ヨク一死ヲ遂ケ以テ日本男児ノ氣象ヲ示シ以テ日本男児ノ名誉ヲ全スヘシ」とある（上田 2002: 36-37）。下線筆者。
9. 兵隊の本音は「戦争はいくらでもやるが、軍隊は嫌だ」であったといわれる（社団法人日本戦災遺族会 2008: 74）。
10. 支給された毛布の枚数をM氏は4枚と記憶している。収容所到着の時期により支給個数が異なる可能性がある。
11. 『陸軍身体検査規則』（1928年3月26日陸軍省令第9号・昭和3年第15号）第二十三条七号。
12. カウラのBキャンプに収容された元日本兵捕虜が中心となって昭和30年前後に組織された親睦団体。「戦友の慰霊」、「遺族の訪問」、「会員相互の親睦」、「日豪親善」を設立目的とする（豪州カウラ会 1984）。

【引用・参考文献】

- Benedict, Ruth, 1946, *The Chrysanthemum and the Sword: Patterns of Japanese Culture*, Houghton Mifflin. (=2005, 長谷川松治 訳『菊と刀』講談社学術文庫).
- Collingham, Lizzie, 2012, *The Taste of War: World War Two and the Battle of Food*, Penguin Press. (=2011, 宇丹貴代美・黒輪篤 訳『戦争と飢餓』河出書房新社).
- Department of Defence, Government of Australia 1996 "Directorate of Prisoners of War and Internees 1939-51, Vol. 1, Part2"
- Gordon, Harry 1994 "Voyage from shame: The Cowra breakout and afterwards" University of Queensland Press (=1995 山田真美 訳『生きて虜囚の辱めを受けず—カウラ第十二戦争捕虜収容所からの脱走』清流出版).
- National Archives of Australia, "Military Court - PWJA 145535 Kanazawa, Akira" (Series No. A11626).
- Sedgwick, Eve K. 1985 "Between Men: English Literature and Male Homosocial Desire" Columbia University Press (=2001 上原早苗・亀澤美由紀 訳『男同士の絆—イギリス文学とホモソーシャルな欲望』名古屋大学出版会).
- Sedgwick, Eve K. 1990 "Epistemology of the Closet" University of California Press (=1999 外岡尚美 訳『クローゼットの認識論—セクシュアリティの20世紀』青土社).

- 浅田晃彦 1967 『秘録カウラの暴動』 金剛出版.
- 安東由則 1998 「近代学校における身体観の生成過程—森有礼による兵式体操の導入を手がかりに」, 『日本教育社会学会大会発表要旨集録』第50号 日本教育社会学会, pp.30-31.
- 安東由則 2002 「身体訓練(兵式体操)による『国民』の形成—森有礼に注目して」, 『武庫川女子大紀要(人文・社会科学)』第50号 武庫川女子大学, pp.85-95.
- 上田正行 2002 「『徂征日記』に見る鳴外の戦争へのスタンス」, 『金沢大学文学部論集 言語・文学篇』 金沢大学文学部, pp.27-51.
- 内海愛子編 1989 『十五年戦争極秘資料集第十六集 俘虏取扱に関する諸外国からの抗議集』 不二出版.
- 内海愛子 2005 『日本軍の捕虜政策』 青木書店.
- 太田天橋 1967 『ペン画の陸軍 軍隊内務班』 東都書房.
- 豪州カウラ会 1984 『日豪親善豪州カウラ会人名録1984』 豪州カウラ会.
- 社団法人日本戦災遺族会 2008 「徴兵検査と兵営生活の状況」, 『全国戦災実調査報告書』 総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/daijinkanbou/sensai/virtual/report/pdf/h20/h20_04.pdf), pp.68-80.
- 城丸章夫・遠藤芳信 1975 「軍隊教育と国民教育(II): 軍隊内務書の研究」, 『千葉大学教育学部研究紀要』第24巻 千葉大学, pp.83-100.
- 高原希國 1987 『カウラ物語』 私家本.
- 帝国陸軍 1970 『軍隊内務令—軍令陸第16号』 池田書店.
- 堂市次郎 1972 「カウラ捕虜収容所脱出事件」, 『新評』1972年8月号 新評社.
- 東條英機 1941 『戦陣訓』 戦陣訓普及團.
- 成沢光 2010 『現代日本の社会秩序—歴史的起源を求めて』 岩波書店.
- 松田浩敬 2003 「明治・大正・昭和戦前期日本の身長推移—生活水準向上の指標としての身長データの有用性」, 『北海道大学農経論叢』第59巻 北海道大学, pp.69-79.
- 松原俊二 1989 『学徒, 戦争, 捕虜—私のレイテ戦記』 開発社.
- 宮崎繁樹 2007 「大日本帝国憲法下における軍の規律維持と法制—軍隊手牒の採用と変遷」, 『法律論叢』第79巻第四・第五合併号 明治大学法律研究所 pp.385-399.
- 森木勝 1986 『カウラ出撃—生と死の軌跡』 今日の話題社.
- 山田真美 2005 『ロスト・オフィサー』 スパイス.
- 山田真美 2013a 「女形のいる風景—第二次世界大戦中の日本兵戦争捕虜収容所の日常と『男らしさ』の脱構築」, 『人間文化創成科学論叢』第15巻 お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科, pp.301-309.
- 山田真美 2013b 「ハンセン病を患った日本兵捕虜が見たカウラ事件」, 『日本オーラル・ヒストリー研究』第9号 日本オーラル・ヒストリー学会, pp.153-167.
- 吉田裕 2002 『日本の軍隊—兵士たちの近代史』 岩波新書.